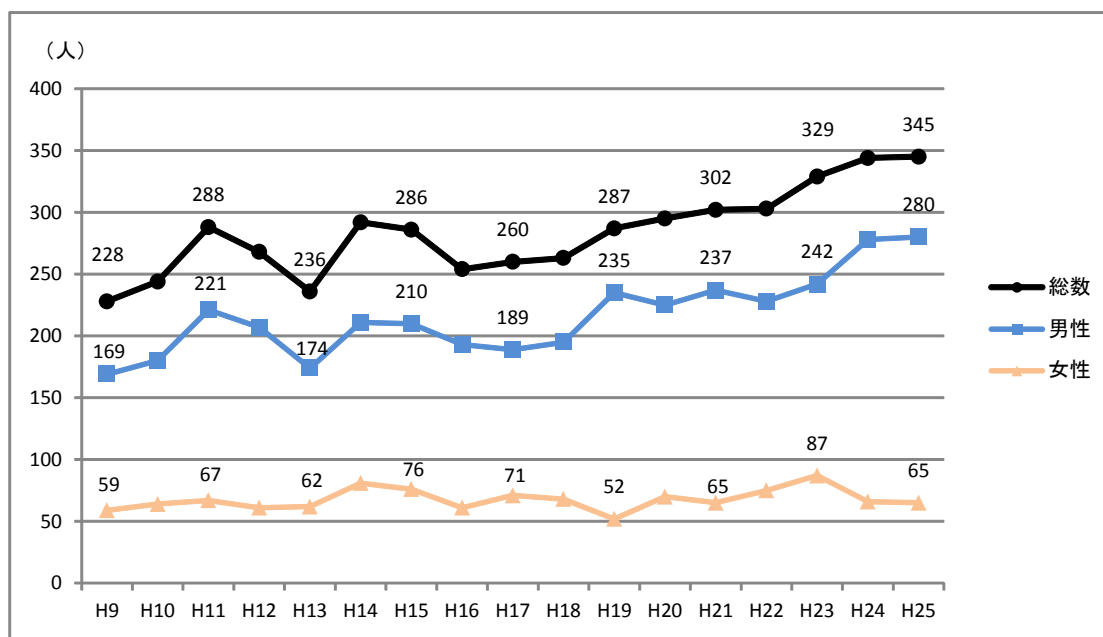


### 3 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策

#### 【現状と課題】

- ア 慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、主に長期の喫煙によって引き起こされる肺の炎症性疾患であり、咳・痰・息切れを主訴として徐々に呼吸障害が進行する疾病です。
- イ COPDは禁煙による予防と薬物等による治療が可能です。
- ウ 世界保健機関（WHO）では、平成20年（2008年）に、緊急のたばこ対策等を行わなかった場合、COPDによる全世界の死亡者は以後10年間に30%増加し、平成42年（2030年）には死亡順位第3位（平成20年、第4位）になると推定しています。
- エ 日本でも死亡数は増加傾向にあり、人口動態調査（平成25年）によると、死亡順位第9位（死亡数16,443人）、男性では第8位（死亡数13,057人）となっています。
- オ 本県では、平成25年の死亡数が345人にのぼり、死亡順位第9位、男性では第7位（死亡数280人）となっています。

本県における慢性閉塞性肺疾患（COPD）による死亡数の推移



〔資料〕厚生労働省「人口動態調査」

- カ 平成12年の日本における40歳以上のCOPD有病率は8.6%、患者数530万人と推定される一方、国の患者調査（平成23年）では、医療機関に入院又は通院しているCOPD患者数は約22万人に過ぎないとされており、その最大の要因は、COPDが健康増進にとって極めて重大な疾患であるにもかかわらず、新しい疾患名のため、十分に認知されていないことにあると考えられます。

## 【施策の方向】

- ア 喫煙者が禁煙に取り組むよう、COPDの認知度を高め、早期発見、早期治療を推進します。
- イ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）が禁煙等により予防することができる生活習慣病であることなど、病気に関する知識を普及します。
- ウ 学校等関係機関と協力して、喫煙が健康に与える悪影響についての普及啓発を引き続き実施し、未成年者の喫煙をなくすとともに、成人後も習慣的に喫煙する者が減少するよう対策を進めます。
- エ 禁煙希望者に対する禁煙支援策として、地域、職域の禁煙指導者を対象とした禁煙支援講習会を開催するとともに、群馬県医師会、群馬県歯科医師会、群馬県薬剤師会等との協力により、県民公開講座等による啓発を引き続き実施します。

## 【目標】

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	COPDの認知度の向上	—	H25	80%	H34

1 群馬県「群馬県健康増進計画」

## 4 臓器移植・骨髄移植対策

### (1) 臓器移植

#### 【現状と課題】

##### ア 臓器移植

- ① 臓器移植とは、病気などのために臓器機能が低下した方に、臓器提供者の健康な臓器を移植して機能を回復させる医療です。
- ② 臓器の移植に関する法律が施行された平成9年から、臓器提供の場合に限り脳死を人の死と認め、脳死状態からの臓器提供が行われてきました。

##### イ 改正臓器移植法

- ① 平成22年に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律が施行され、本人の意思が不明な場合でも、家族の同意があれば臓器提供ができるようになり、さらに15歳未満の子どもからの臓器提供が可能になりました。
- ② 臓器移植は善意による臓器提供がなければ成立せず、提供者の家族の承諾があつて初めて実施することができます。
- ③ 本人の意思を尊重するためにも、日ごろから家族で臓器移植について話し合う機会を設け、それぞれの意思を共有しておくことが大切です。

##### ウ 本県の臓器移植の状況

- ① 平成25年度の本県の献眼者数は25名、移植者数は40名、移植希望登録者数は1,273名です<sup>注1</sup>。
- ② 近年の本県の腎臓移植件数等は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### 県内の腎臓移植の状況<sup>注2</sup>

(単位：人)

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
県内提供者数	1	1	2(1)	2(1)	0
提供腎数	2	2	4	4	0
移植件数 <sup>注3</sup>	2	1	2	4	1
待機者数	164	167	174	168	170

[資料] (公社) 日本臓器移植ネットワーク調べ

注1 群馬県アイバンク調べ

注2 ( ) 内は脳死下提供者数で内数

注3 県外提供者からの献腎を含む

- ③ 県内には、脳死下臓器提供施設<sup>注1</sup>が5施設、臓器移植施設<sup>注2</sup>が3施設あります。

#### 県内の臓器移植関係施設

脳死下臓器提供施設	臓器移植施設
群馬大学医学部附属病院 前橋赤十字病院 高崎総合医療センター 太田記念病院 館林厚生病院	群馬大学医学部附属病院 公立富岡総合病院 太田記念病院

- ④ 本県では平成26年5月末現在で、1名の県臓器移植コーディネーター<sup>注3</sup>を設置しています。

#### エ 意思表示方法の多様化

- ① 運転免許証や健康保険証でも意思表示が可能となり、意思表示方法が多様化していることからより適切な普及啓発が求められます。
- ② 本人の表示した意思が、臓器提供検討時に医療関係者へ確実に伝えられることが必要となっています。

#### 【施策の方向】

- ア 群馬県健康づくり財団と連携し、リーフレットの配布等、臓器移植普及啓発事業を実施し、県民に向けて臓器移植について正しい理解と知識の普及に努めます。
- イ 意思表示カードに限らず、運転免許証や健康保険証による意思表示についても、より適切な周知を行います。
- ウ 県臓器移植コーディネーターを継続設置し、臓器提供者発生時の体制整備及び医療関係者への啓発等を行います。

注1 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）上、5類型（大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設）に該当する施設で、臓器提供施設として体制が整っていると厚生労働省へ回答した施設のうち、公表を承諾した施設（平成26年12月16日現在）

注2 （公社）日本臓器移植ネットワーク調べ、全て腎臓のみ移植可（平成26年4月13日現在）

注3 臓器移植コーディネーターとは、臓器提供者出現時に臓器の斡旋や医療機関等の連絡調整を行う者。平時には普及啓発活動等も行う。

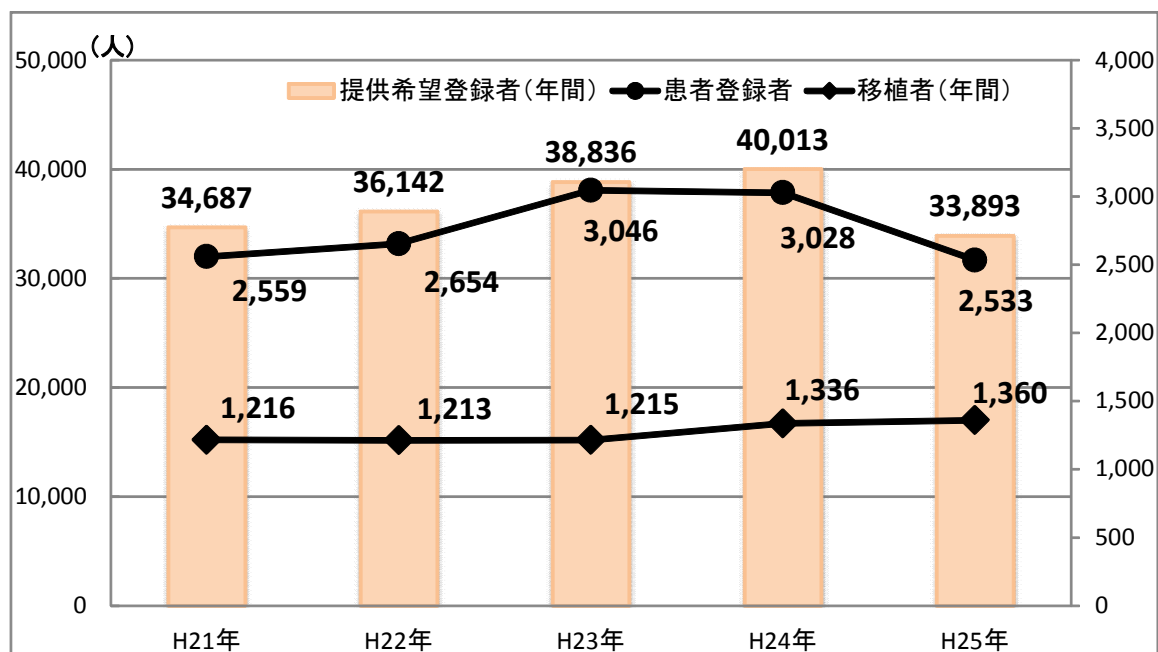
## (2) 骨髄移植

### 【現状と課題】

ア 骨髄移植は、白血病などの血液のがんに有効な治療法です。全国で44万人以上の骨髄提供希望者（骨髄移植ドナー）が骨髄バンクへ登録していますが、HLA（ヒト白血球抗原）型が非血縁者間では数百から数万分の1の確率でしか一致しないため、多くの移植希望者へ骨髄提供が行われるよう骨髄移植ドナー登録者をさらに増やす必要があります。

イ 平成25年度末における本県の骨髄移植ドナー登録者状況は、登録数4,345人、対象人口千人当たりにおける登録者数<sup>注1</sup>4.68人（（公財）日本骨髄バンク調べ）であり、緩やかな増加傾向にあります。全国平均（7.39人）を下回っており、県民の骨髄移植ドナー登録をさらに推進する必要があります。

### 過去5年間の骨髄移植の状況（全国）



〔資料〕（公財）日本骨髄バンク「MONTHLY JMDP（平成26年4月）」

### 【施策の方向】

#### ア 骨髄移植の普及啓発

骨髄移植及び骨髄バンク事業への県民の理解を深め、より多くの登録者を確保します。

注1 骨髄移植ドナーの対象年齢（18歳以上、54歳以下）における千人当たりの登録者数を算定する、登録の進捗状況を示す指標

#### イ 移植ドナー登録窓口の周知

渋川保健福祉事務所に移植ドナー登録窓口を設置し、周知します。また、献血ルームに設置された3か所の骨髄移植ドナー登録窓口について周知し、登録を呼びかけます。

#### ウ 献血併行型骨髄移植ドナー登録会開催の推進

造血幹細胞提供支援機関<sup>注1</sup>である群馬県赤十字血液センター及びボランティア団体（群馬県骨髄バンク推進連絡協議会）に対して献血会場におけるドナー登録会の開催を支援します。

### 【目標】

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	骨髄提供希望者（移植ドナー）登録者数	4,345名	H25	6,000名	H29

1 （公財）日本骨髄バンク調べ

---

注1 骨髄移植ドナーの登録や骨髄移植推進に関する啓発活動、骨髄移植等に関する情報等を一元的に管理するための活動等により骨髄移植を支援する厚生労働大臣から指定を受けた営利を目的としない法人

## 5 難病対策

### 【現状と課題】

#### ア 難病の患者に関する法律の制定について

- ① 平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、これまで難病対策要綱（昭和47年施行）に基づき行ってきた難病対策は、法律に基づく事業として実施することになりました。難病の医療費助成が拡大され、疾患数や受給者数が増加しています。
- ② 平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象となりました。今後、ますます地域における保健・医療・福祉の連携が重要となっており、在宅難病患者や家族が安心して生活できるような体制が求められています。

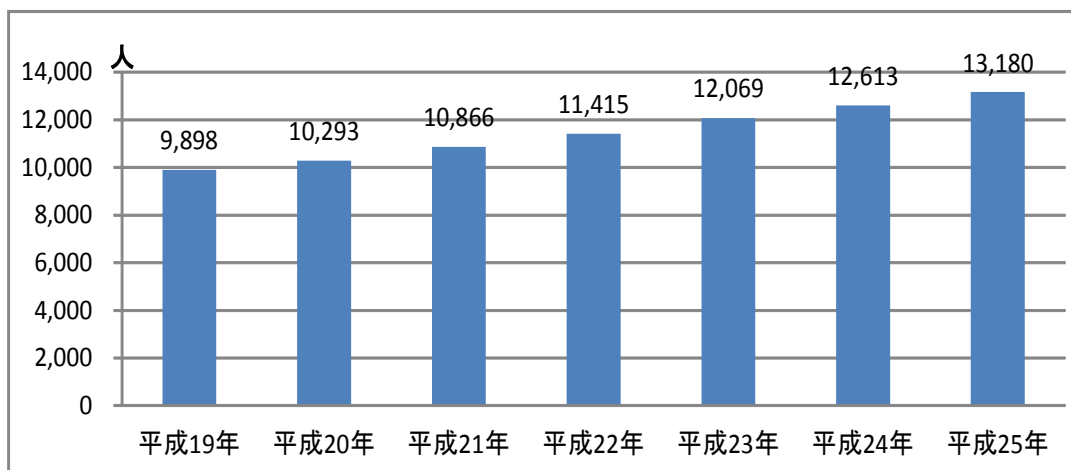
#### イ 本県の難病対策の状況と課題

- ① 本県では、厚生労働省が定めた疾患に対して医療給付を行っています。受給者は年々増加傾向にあり、平成25年度末の受給者数は、13,180人となっています。平成27年1月から新たな医療費助成制度が始まり、対象者数が増加することから、相談支援体制の充実が必要となります。
- ② 本県では、難病相談支援センターにて、難病患者の療養上の様々なニーズに対応した相談を行っているほか、保健所における医療相談会や訪問相談を実施しています。
- ③ 神経難病患者が病状悪化等により在宅療養が極めて困難になった場合に、適時・適切な受入医療機関の確保を図るため、群馬県神経難病医療ネットワークの体制整備を行っています。
- ④ 在宅の人工呼吸器装着者の介護者の休息が可能となるようレスパイト入院<sup>注1</sup>事業の実施など療養環境の整備を行っています。
- ⑤ 医療依存度の高い在宅療養患者が増加するとともに、核家族化に伴い家庭の介護力が低下している中、地域での難病患者を支えるための仕組みづくりが必要となっています。

---

注1 介護をしている家族の休養を目的とした入院

## 本県の特定疾患医療給付受給者の推移



〔資料〕群馬県保健予防課調べ

### 【施策の方向】

- ア 難病対策の法制化に伴い医療給付の対象になる疾患数や受給者数が増加することから、医療費の公費負担や難病の相談支援体制の整備に継続的に取り組めます。
- イ 患者及び家族の療養上の様々なニーズに対応したきめ細かな相談・支援を行えるよう、群馬県難病相談支援センターでの相談を継続して行います。
- ウ 神経難病患者の適時・適切な受入医療機関の確保が行えるよう群馬県神経難病医療ネットワーク体制の整備を図るとともに、レスパイト入院事業を継続して実施します。
- エ 難病に対する不安の軽減や、安定した療養生活の確保等のため、県保健福祉事務所による訪問相談の充実を図ります。
- オ 難病患者を支援する訪問看護ステーションや介護支援専門員など関係者に対する研修会を実施するなど、地域で難病療養者を支える人材の育成を行います。



## 6 歯科口腔保健対策

### 【現状と課題】

#### (1) 年代ごとの歯科口腔保健施策

##### ア 乳幼児期・学齢期

幼児期の乳歯のう蝕<sup>注1</sup>や12歳児の一人平均う歯<sup>注2</sup>数は、年々減少傾向にありますが、地域により格差があります。また、3歳児で不正咬合の状況は増加傾向にあり、発達に応じた口腔機能への対応が必要となっています。

##### イ 成人期

乳幼児期や学齢期と比べて、法に基づく歯科検診<sup>注3</sup>（健康診査及び健康診断を含む。）の義務付けがされているものが少なく、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）や歯科保健指導を受けている者の割合は低い傾向があり、成人期の県民の歯科口腔保健意識の向上が課題となっています。

##### ウ 高齢期

80歳で20本以上の自分の歯を保っている者の割合は増加しています。一方、認知症など、高齢者が抱える多岐にわたる健康上の問題は、口腔の状況や機能に影響するため、歯科口腔疾患予防や高齢者個々に応じた機能改善、生活の質の向上を目的とした口腔機能の管理・維持向上の対策が必要です。

#### (2) 障害児（者）・要介護高齢者に対する施策

本人の全身的な問題や介護者の高齢化などにより歯科医療機関への通院が困難な場合があるため、かかりつけ歯科医の機能強化を図る必要があります。また、県内の在宅療養者や施設入所者の歯科口腔保健の現状については、十分に把握されていないため、今後はその把握に努めるとともに、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）や口腔機能維持管理のための実施体制を整備する必要があります。

#### (3) 社会環境の整備

近年、歯科口腔保健と全身の健康との関連が明らかとなってきており、関係職種に対する歯科口腔保健に関する最新の情報提供を行うとともに、糖尿病等の生活習慣病や周術期（がん等の手術前後）の口腔機能管理において、医療連携による歯科口腔疾患対策の充実強化が必要とされています。また、関係機関・団体等と連携し、総合的に歯科口腔保健に関する施策に取り組む必要があります。

---

注1 口の中の細菌が糖質から作った酸によって歯が溶かされた状態

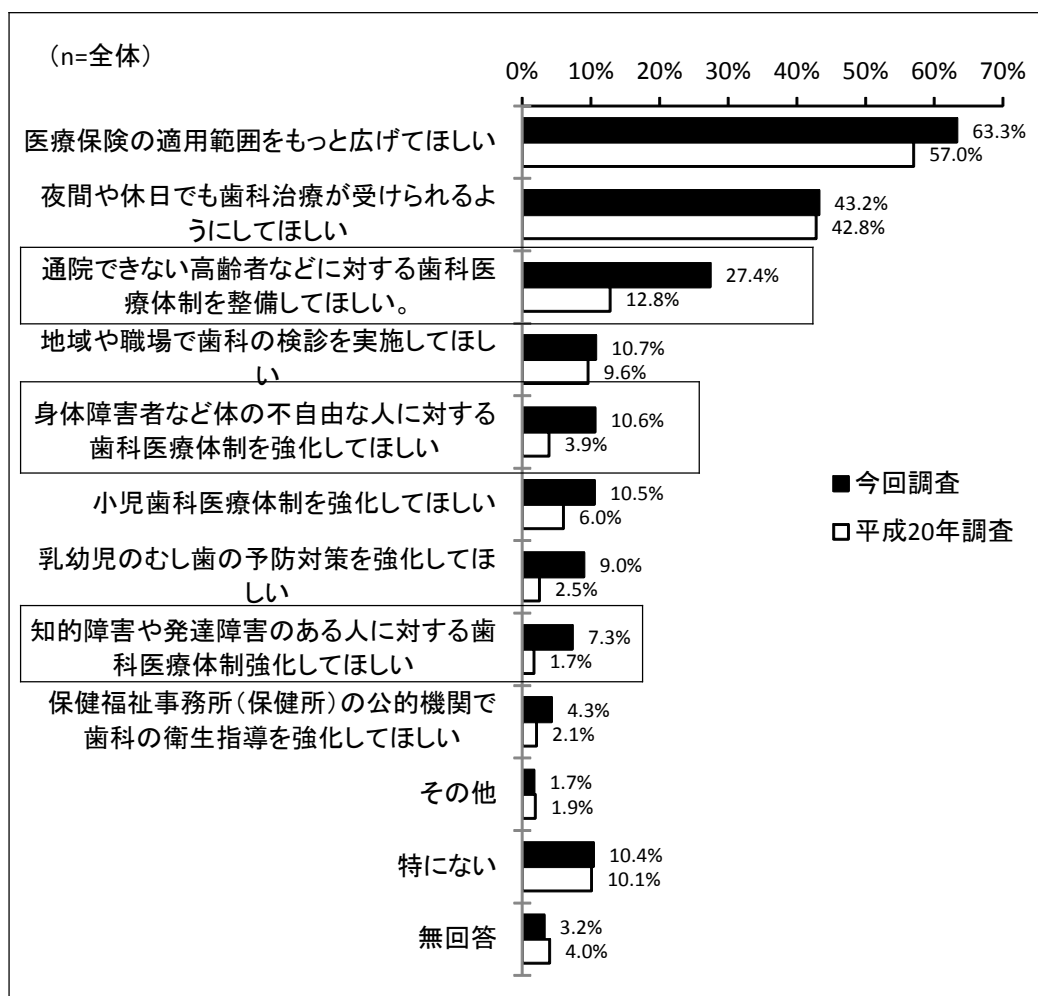
注2 う蝕のある歯のこと（「むし歯」のこと）

注3 乳幼児期は母子保健法、学齢期は学校保健安全法、成人期は健康増進法に基づいて歯科検診が行われる。

#### (4) 県民のニーズ

保健医療に関する意識調査（平成25年）によると、通院できない高齢者、身体障害者や知的障害、発達障害がある人への歯科医療体制を強化してほしいという割合が、平成20年の調査結果と比較して大幅に伸びています。

#### 歯科の保健医療についての要望



〔資料〕群馬県「保健医療に関する意識調査（平成25年度）」

#### 【施策の方向】

##### (1) 年代ごとの特性等を踏まえた、歯科口腔疾患の予防及び口腔機能の維持向上

###### ア 乳幼児期・学齢期

- ① う蝕予防や健全な口腔機能の育成のために、市町村の乳幼児歯科健康診査や歯科保健指導等の事業を支援するとともに、年齢や機能の発達に応じた口腔機能育成の取組を推進します。
- ② 学校や市町村等と連携を密にし、正しい知識の普及や関係職員等に対する

研修等の実施に努めるとともに、家庭や医療機関と連携した効果的な歯と口腔の健康づくりの取組を推進します。

#### イ 成人期

- ① 成人を対象とした歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）及び歯科保健指導の機会の確保や、歯科口腔保健に関する効果的な取組の実施のために事業所や市町村を支援します。
- ② 歯の喪失の原因となるう蝕や歯周病の予防法、喫煙などの生活習慣による影響や全身の疾患との関連性及び口腔がんなど成人期特有の課題の正しい知識の普及に努めます。

#### ウ 高齢期

「8020運動<sup>注1</sup>」を推進し、歯の喪失予防や口腔機能の重要性及びその維持向上のために必要な知識の普及啓発に努めます。

#### (2) 障害児（者）・要介護高齢者

- ア 在宅療養中あるいは施設入所中の障害児（者）・要介護高齢者の歯科口腔保健の状況の把握に努め、これに基づく効果的な対策を推進します。
- イ 障害児（者）に対応可能な歯科医療機関や在宅要介護高齢者の訪問歯科診療を行う歯科医療機関について県民に情報提供を行います。

#### (3) 社会環境の整備

- ア 県民、行政、事業所、保健・医療・福祉の関係機関等がそれぞれの機能を活かした役割を担い、相互に補完・連携をしながら協力する体制の整備を推進します。
- イ 歯科口腔保健関係者に対する情報提供や研修の実施、その他の支援を行う口腔保健支援センター<sup>注2</sup>の設置について検討します。

---

注1 平成元年（1989年）から厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動のこと。

注2 歯科医療業務に従事する者等に対する情報提供、養成事業、研修その他の支援を行う機関で、歯科口腔保健の推進に関する法律において都道府県等が設けることができるとされている。

**【目標】**

No.	項 目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	3歳でう蝕のない児の割合	80.7%	H24	83.0%	H30
2	40歳代で進行した歯周炎を有する人の割合	40%	H23	35%	H30
3	50歳代で進行した歯周炎を有する人の割合	50%	H23	45%	H30
4	成人期で定期的な歯科検診を受ける者の割合	26.4%	H23	33%	H30
5	80歳で自分の歯を20本以上持つ人の割合	50.9%	H23	55%	H30

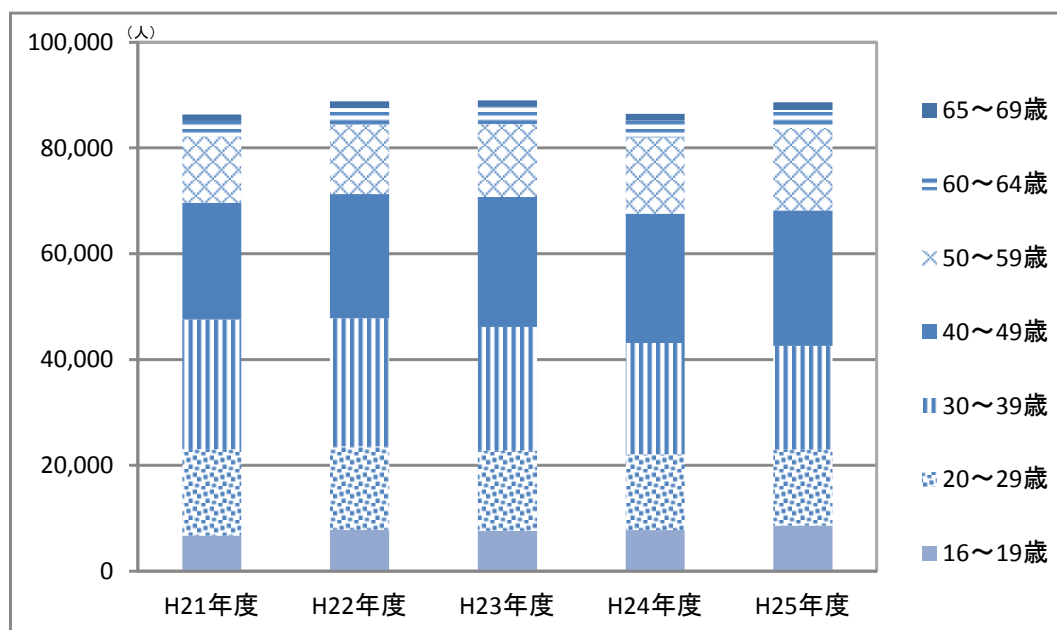
1～5 群馬県「群馬県歯科口腔保健推進計画」

## 7 血液の確保・適正使用対策

### 【現状と課題】

- ア 少子高齢化等の影響により、医療現場における血液の需要が年々増加する一方で、血液供給を支える若年層の献血者数は減少傾向にあります。今後、長期にわたり安定的に献血者を確保することが重要な課題となっています。
- イ ヒトの組織の一部である血液から製造する血液製剤は、ウイルス感染等のリスクを全くなくすることはできません。このため、感染等のリスクを少しでも低減するよう、400mL全血献血と成分献血<sup>注1</sup>を一層普及する必要があります。
- ウ 血液製剤は、有限かつ貴重な献血を原料として製造されています。その使用に際しては、他に代替の措置がない場合に限るなど、医療機関における使用の適正化が求められています。

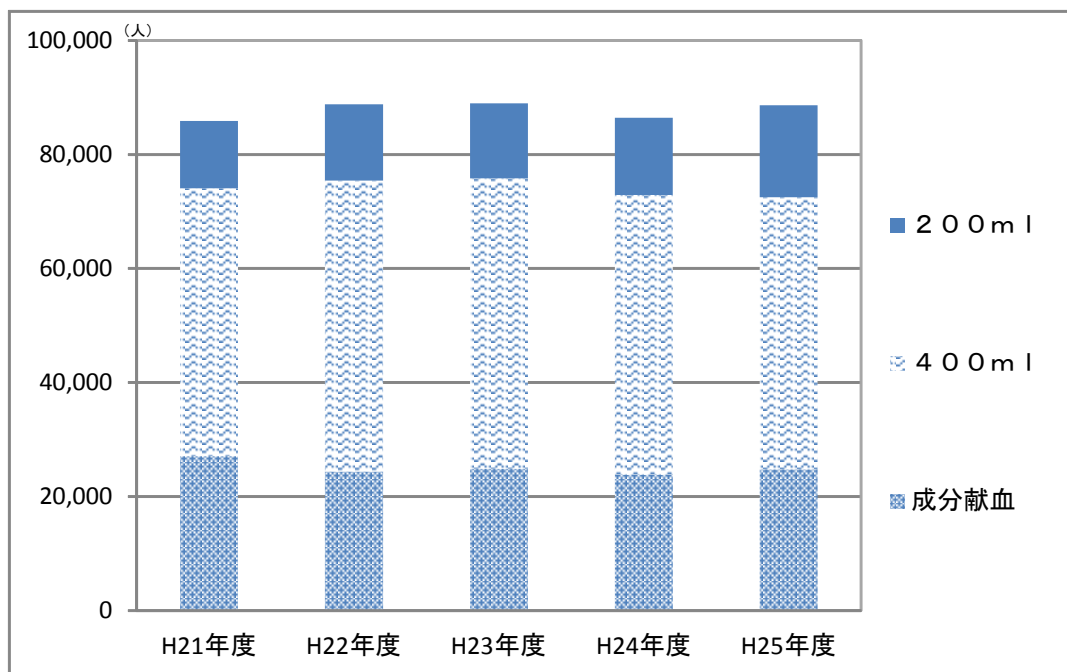
本県の過去5年間の年代別献血者数



〔資料〕群馬県赤十字血液センター調べ

注1 400mL全血献血、成分献血ともに、より少ない献血協力者からより多くの血液や血小板等を献血していただけるため、感染症などのリスクを少なくできる特長がある。

## 本県の過去5年間の採血種別献血者数



〔資料〕群馬県赤十字血液センター調べ

### 【施策の方向】

- ア 県民に対して広く献血思想の普及啓発を推進します。特に、長い将来にわたり血液の供給を担う若年層に対して、積極的に献血への理解と協力を呼びかけます。
- イ 血液製剤の安全性を確保するため、400mL全血献血及び成分献血への協力を呼びかけます。
- ウ 医療機関に対して、血液製剤の適正使用について理解と協力を求めます。

## 8 医薬品等の適正使用対策

### (1) 医薬品等の安全性確保

#### 【現状と課題】

- ア 医薬品等の製造技術の高度化や製造工程の複雑化に伴い、行政の査察官には国際標準の査察手法が求められ、医薬品等の製造者には、厳格な製造管理及び品質管理が求められています。
- イ インターネット等の普及により、消費者が医薬品等を入手するための経路が多様化していることから、不良・不正な医薬品等の流通を未然に防ぐために、幅広く厳格な監視をしていく必要があります。
- ウ 医薬品等は、適正に使用されて初めてその機能が発揮されることから、患者や消費者に対し、適切な情報の提供が求められています。
- エ 保健医療に関する意識調査（平成25年）によると、「知りたい保健医療情報」について3人に1人（33.1%）が「薬の効能、副作用や服用の仕方についての情報」と回答していることから、県民の医薬品等に対する関心の高さがうかがえます。

#### 【施策の方向】

- ア 医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、監視指導を通じて、製造販売業者等による製造・品質管理の徹底及び市販後の安全管理体制の強化を図ります。
- イ 不良・不正な医薬品等による県民の健康被害の発生を防止するため、医薬品等の製造販売業者等に対する監視指導を強化します。
- ウ 医薬品等の適正な使用を進めるため、正しい知識の普及啓発と医薬品等の副作用等に関する情報の収集及び情報提供による安全対策の強化を図ります。
- エ 薬を安心して使用するための情報に対する県民の関心も高いことから、現在、使用促進が図られている後発医薬品（ジェネリック医薬品）について、試験検査により品質の確認を行い、その結果を医療関係者及び一般県民に公表し、後発医薬品の品質に対する信頼性の確保に努めます。

## (2) 医薬分業

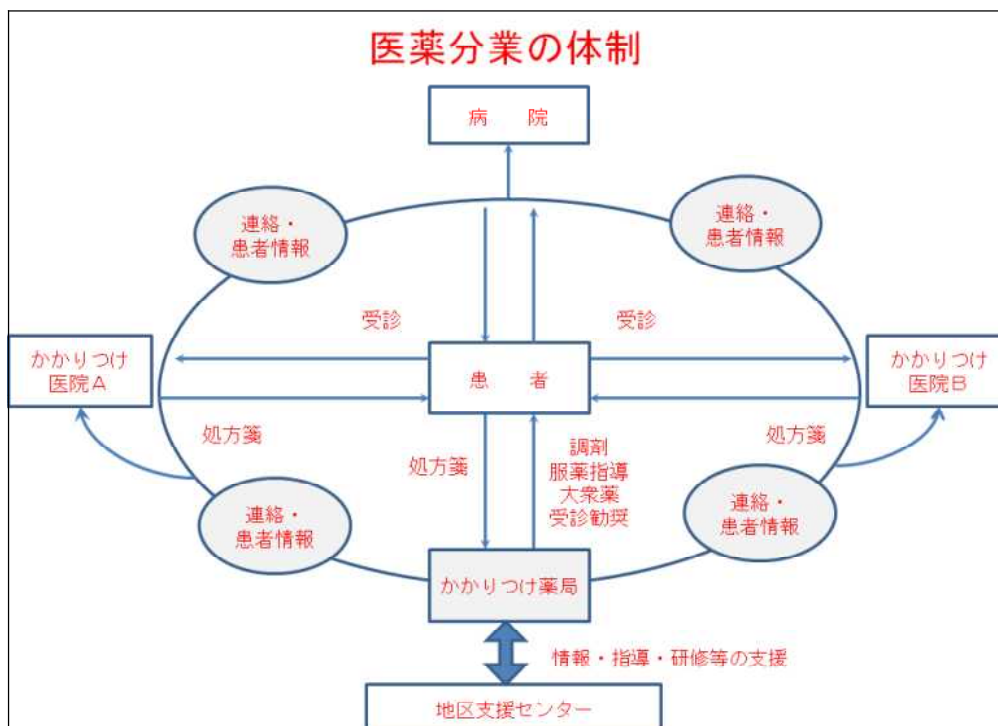
### 【現状と課題】

- ア 医薬分業については、医薬品の適正使用の観点からその推進に努めています。平成25年度における本県の医薬分業率は、54.6%(日本薬剤師会調べ)であり、緩やかな上昇傾向にはありますが、全国平均(67.0%)を下回っており、さらなる推進と県民の理解を醸成する必要があります。
- イ 薬局は、医療提供施設として位置づけられており、医療連携体制の中で処方箋による調剤業務だけでなく、在宅医療や地域医療における医薬品・衛生材料等の供給拠点としての役割が期待されています。また、入院医療から在宅医療へ切れ目のない医療サービスが受けられるよう、病院薬剤師と薬局薬剤師の連携が求められています。
- ウ 高齢化社会の進展に伴い、複数診療科を受診する高齢者が増えていることから、重複投与や薬物相互作用による副作用の発生が指摘され、地域医療における薬局薬剤師の薬物療法への積極的な関与が求められています。
- エ 県民が医薬分業について正しく理解し、「かかりつけ薬局(薬剤師)」や「お薬手帳」を活用することにより、医薬品を適正に使用することが重要です。
- オ 現在の国民皆保険制度を長い将来にわたり維持するため、後発医薬品の使用推進を図る必要があります。

### 【施策の方向】

- ア 医薬分業を推進するため、「薬と健康の週間」の実施など、医薬品や医薬分業に関する県民の理解が深まるよう医薬品適正使用の普及啓発事業を実施します。
- イ 県薬剤師会等と連携して、医薬品の備蓄や休日・夜間の応需体制など円滑な処方箋応需体制の整備を推進します。
- ウ 群馬県薬剤師会等と連携して、県民から信頼される「かかりつけ薬局(薬剤師)」の育成・周知を図り、薬剤師職能による処方内容のチェックや薬歴管理、服薬指導を徹底します。また、地域における医薬品供給、健康情報発信の拠点として医薬品の適正使用に努めるとともに、医薬品を通して県民の健康増進を図ります。
- エ 県民が、「かかりつけ薬局(薬剤師)」を持ち、日頃から「お薬手帳」を活用するなど、一人一人が自分の健康に責任を持つ、セルフメディケーションの考えが浸透するよう広報・周知をします。
- オ 県民が安心して後発医薬品を使用できるよう、後発医薬品についての正しい知識を広め、その適正な使用を推進することを目的として平成21年度から「後発医薬品適正使用協議会」を設置しています。今後もさらに後発医薬品の適正使用促進に対する理解を深めるため、普及啓発や品質確保対策に取り組みます。





〔資料〕厚生労働省「厚生労働白書（平成22年版）」

**【目標】**

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	医薬分業率	54.6%	H25	67.0%	H29

1 （公社）日本薬剤師会調べ

### (3) 医療用麻薬の適正使用

#### 【現状と課題】

- ア 麻薬は乱用すると、人の身体に大きな害を及ぼすばかりでなく、凶悪事件の元凶となるなど、社会的にも大きな影響を及ぼします。その一方で、医療用麻薬として適正に投与されれば、がん等の耐え難い痛みから患者を救うことができ、現在では、疼痛緩和医療の分野には、なくてはならない医薬品となっています。
- イ がん対策基本法（平成19年4月施行）及び群馬県がん対策推進条例（平成22年12月施行）において、がん患者の疼痛緩和医療が明記されました。国内における医療用麻薬の需要は増加傾向が認められますが、医療用麻薬の使用量<sup>注1</sup>は、いまだ欧米諸国と比べて10分の1程度とされています。今後、在宅医療も含めた医療の現場において、必要十分な量の医療用麻薬が使用されるよう、適正な使用と管理について、より一層推進していく必要があります。
- ウ 在宅医療における医療用麻薬の使用推進のためには、各地域の薬局が共同利用できる無菌調剤施設が不足していることから、整備を推進する必要があります。
- エ 医療用麻薬の使用を推進する必要がある一方、麻薬の取扱いや管理は、麻薬及び向精神薬取締法により厳しく規制されていることから、医療関係者に対し、その特殊性を考慮に入れた正しい知識や技術の普及啓発を行う必要があります。

#### 【施策の方向】

- ア 各種講習会の実施等を通じ、医療関係者に対し、麻薬使用による疼痛緩和医療についての知識の普及啓発を推進します。
- また、県内の拠点薬局に整備された無菌調剤室の共同利用体制の構築や無菌調剤実務講習会の実施等を通じ、在宅医療を含めた医療の現場において、医療用麻薬が使用しやすい体制の整備を推進します。
- イ 医療用麻薬等の取扱施設に対する立入検査の実施等を通じて、麻薬の適正使用・管理に関する監視指導を徹底します。

---

注1 100万人当たりの医療用麻薬使用量（モルヒネ換算）（平成24年厚生労働省調べ）

## 9 医療の安全の確保

### (1) 医療事故・院内感染の防止

#### 【現状と課題】

- ア 医療法等では、すべての病院、診療所及び助産所の管理者に、安全管理や院内感染対策のための指針の作成及び院内委員会の設置、職員に対する研修の実施、医療事故の情報収集・分析・再発防止策の実施等、医療の安全を確保するための措置の実施を義務付けています。
- イ 医療機関の開設手続の際や医療法に基づく医療監視等において、これらの実施状況について確認し、必要な改善指導を行っています。
- ウ 本県では、院内感染のアウトブレイク<sup>注1</sup>が発生した場合は医療機関から地域の保健所に報告され、直ちに助言・指導を行うとともに、群馬県衛生環境研究所が院内感染起因微生物の検体検査を実施できる体制を整備しています。さらに、群馬県医師会及び群馬大学の協力を得て、医療機関からの求めに応じて、専門的な立場から個々の院内感染対策を評価する仕組みを整備しています。
- エ 平成27年10月からの新たな取組として、法令に基づく「医療事故調査制度」が施行されます。これは、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるものです。対象となる医療事故は、「医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの」とされています。

#### 【施策の方向】

- ア 医療機関の開設手続の際や医療法に基づく医療監視等を通じて、医療安全対策や院内感染対策について、医療機関における自主的な取組を促進するとともに、適切な助言・指導を行います。
- イ 関係団体等と連携を図りながら、医療機関従事者を対象とした研修会等を開催し、医療安全や院内感染に対する情報提供、意識啓発及び従事者の資質向上を図ります。
- ウ 院内感染対策について、個々の医療機関における組織的な取組に加え、通常時から地域の医療機関が連携し、適切な院内感染対策を行うための体制づくりを支援します。
- エ 医療事故調査制度が円滑に実施されるよう必要な周知・啓発を図ります。

---

注1 一定期間内に、限られた範囲内、あるいは集団の中で、特定のウイルスや細菌による感染症の患者数が予想以上に多く発生すること

## (2) 医療相談体制の充実

### 【現状と課題】

- ア 本県では、平成15年4月から県医務課に「群馬県医療安全相談センター」を設置し、医療の知識・経験を有する相談員2名を配置して、医療に関する患者・家族からの苦情・相談等に迅速に対応しています。また、必要に応じて医療機関に苦情・相談等の情報を提供することで、医療機関における患者サービスの向上を図るなど、医療の安全と信頼を高める取組を行っています。
- イ 県民の医療に関する関心の高さを背景に、年間相談件数は平成15年度の837件から増加し、近年は約1,300件前後で推移しています。相談内容は、医療行為や医療内容に関すること、健康や病気に関することが多くなっています。
- ウ 医療安全相談センターの円滑な運営を図るため、医師、歯科医師、弁護士等の委員で構成される「群馬県医療安全推進協議会」を設置し、医療安全相談センターの運営及び対応困難事例等についての協議・検討を行っています。

群馬県医療安全相談センター相談実績 (単位：件)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1,113	1,119	1,192	1,395	1,290

[資料] 群馬県医務課調べ

### 【施策の方向】

- ア 中立的な立場で、患者・家族と医療関係者・医療機関の信頼関係の構築を支援するために、医療に対する苦情・相談等への対応、医療安全の確保に関する必要な情報の提供に引き続き取り組みます。
- イ 事例研究等に取り組む全国研修会等に参加することにより、相談員の相談技能の向上や資質の向上を図ります。
- ウ 多様化する患者・家族からの医療相談等に対し、効果的な対応が行えるよう、医療関係団体や関係機関との連携を強化し、医療相談窓口の一層の充実を図ります。